秋田市社会福祉審議会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第6号

秋田市社会福祉審議会条例等の一部を改正する条例 (秋田市社会福祉審議会条例の一部改正)

第1条 秋田市社会福祉審議会条例(平成12年秋田市条例第9号)の一部 を次のように改正する。

第2条第2項中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正)

第2条 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成27年秋田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、 同条第4号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条 第5号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

(秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正)

第3条 秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例(平成27年秋田市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第87条」を「第82条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。